

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化
15年度 重点施策	研修会及び意見交換会の実施 外国FIU及び国際機関との連携強化

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関等が犯罪に利用されないこと
重点目標	金融機関等がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されないこと

3. 政策の内容

マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、犯罪で得た収益（犯罪収益）を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかける行為です。このような行為を放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動に使われたりする等のおそれがあるため、当該行為を防止する必要があります。マネー・ローンダリング対策の一つとして、金融機関等に対し犯罪収益やマネー・ローンダリングに関係すると疑われる取引の届出を義務づける「疑わしい取引の届出制度」があります。我が国においても、金融機関等から金融庁に届出が行われ、これらの情報に対し、分析等を行い、刑事事件の捜査等に資すると判断した場合、捜査機関等に情報を提供しています。また、一方で、国際協調も不可欠であることから、国際的な取り組みが必要であると考えられています。

このように、金融庁では、疑わしい取引の届出の実効性を確保するために、金融機関等及び法執行当局との意見交換を行なうとともに、外国機関との連携等を行なうことにより、マネー・ローンダリング対策等の強化に努めることとしました。

4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

金融機関等を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を対象となる金融機関等の範囲を拡大して、各地で実施し、「疑わしい取引の届出制度」についての金融機関等の意識向上に努めたこともあり、金融機関等からの疑わしい取引の届出件数も下表のとおり増加し、情報の質も一定の向上が見られるところです。

特定金融情報データベースシステムについては、疑わしい取引の届出件数が大幅に増加しており、大量の情報を整理・分析した後、迅速に捜査機関等に提供するため、当該システムに事務の効率化に資する新しい機能を追加しました。また、法執行当局に対し

てより有効な情報提供を行うために、捜査機関等の法執行当局と随時、意見交換を行いました。さらに、国際会議における議論に積極的に参加するとともに、外国F I Uとの情報交換枠組み協議を進めており、外国の機関と連携して国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化に努めました。

上記を踏まえると、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化に貢献しているものと考えます。

5 . 今後の課題

- (1) 疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も対象となる金融機関等の範囲を拡大して、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。
- (2) 大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等が金融庁から提供を受けた情報をどのように利用しているのかを知る必要がありますので、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。また、平成17年度において、届出情報をデータベース化し分析するために活用している現行システムの維持、運用及び処理能力を高めるとともに、増加する届出件数に対応するため、予算(機構定員)要求を行う必要があります。
- (3) マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後もF A T F等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国F I Uとの間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向け成果が上がっています(疑わしい取引の届出件数は年々増加し、情報の質にも向上が見られる)が、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融機関等により深い協力・理解を得られるように意見交換会・研修会等を実施し、また、国際的な協力体制の推進を図るため、国際会議に積極的に参加する)必要があります。